

寒河江市社会教育関係団体の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育に関する事業を行う団体を社会教育関係団体として認定し、その認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育関係団体の要件)

第2条 社会教育関係団体は、公の支配に属さない団体で、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 市内に活動の本拠を有し、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その事業を継続的かつ計画的に行う団体であること。
 - (2) 規約又は会則を有し、団体意思を表明する代表者が明確であり、団体の意思を決定し、執行する機構を有すること。
 - (3) 独立した経理及び監査の機能が確立していること。
 - (4) 第4条第1項に規定する認定申請時の団体の構成員がおおむね10人以上であること。ただし、同条第4項の規定により引き続き認定を受けようとする場合は、団体の構成員が3人以上であること。
 - (5) 団体の構成員の半数以上又は代表者が市民であり、事務局が市内にあること。
 - (6) 自主財源を持ち、団体が事業に要する経費を最大限に負担するよう努力していること。
- 2 前項の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体は除外するものとする。

(社会教育関係団体の範囲)

第3条 社会教育関係団体の範囲は、前条に規定する要件を有し、次に掲げる団体を標準とする。

- (1) 青少年教育に関係する団体
- (2) 成人教育に関係する団体
- (3) 生涯学習に関係する団体
- (4) その他社会教育に関する事業を行う団体

2 前項に規定する団体の具体的な基準については、別表第1に定めるものとする。

(認定等)

第4条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体は、社会教育関係団体認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添え、教育委員会(以下「委員会」という。)に申請するものとする。

2 委員会は申請書の提出があった場合は、これを審査し、認定したときは社会教育関係団体認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、別表第2の公認団体については、

申請を要しない。

3 前項の規定による審査により、認定しないときは、社会教育関係団体認定却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 第2項の規定による認定の有効期間は、認定された日から3年を経過した日が属する年度の6月末日までとする。

5 引き続き認定を受けようとする団体は、認定の有効期間の満了する日の1月前までに、第1項に規定する書類をもって委員会に申請するものとする。

（認定の取消し）

第5条 委員会は、社会教育関係団体の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）であっても、第2条の要件を失ったと認められるときは、認定を取り消すものとし、社会教育関係団体認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（変更届）

第6条 認定団体は、代表者名等を変更した場合は、社会教育関係団体変更届出書（様式第5号）により速やかに委員会に届け出るものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

団 体 の 範 囲	基 準
(1) 青少年教育に関する団体	① 小学校及び中学校に就学する者で構成されている団体とする。 ② 義務教育終了後からおおむね35歳未満の者で構成されている青年団体とする。 ③ 青少年の健全育成を図ることを目的とする青少年育成団体（各学校PTA組織等。ただし、部活動の保護者会は除く。）とする。
(2) 成人教育に関する団体	① 成人である女性で構成されている女性団体とする。 ② おおむね60歳以上の者で構成されている高齢者団体とする。 ③ 視聴覚機材や教材を利用する学習及び作品の制作を行う視聴覚教育関係団体とする。
(3) 生涯学習に関する団体	趣味や教養を通じて公民館事業等に参画し、地域の活性化を目的とする団体とする。ただし、同一企業等に勤務する者で構成している団体は除く。 ① 芸術、文化活動を行う団体及び文化財の保存や歴史研究等を目的とする団体とする。 ② 各種スポーツやレクリエーションを行う団体とする。
(4) その他の団体	上記に掲げる団体以外で、主として社会教育に関する活動を行う団体

別表第 2

NO	公認団体名	NO	公認団体名
1	寒河江市財産区	9	寒河江市町会長連合会
2	寒河江市土地開発公社	10	寒河江市環境衛生組合連合会
3	寒河江市公民館連絡協議会	11	寒河江市防犯協会連合会
4	寒河江市芸術文化協議会	12	寒河江市社会福祉協議会
5	寒河江市子ども会育成連合会	13	寒河江市PTA連合会
6	寒河江市スポーツ協会	14	寒河江市スポーツ少年団
7	寒河江市消防団	15	寒河江市総合スポーツクラブ
8	きららクラブ寒河江（寒河江市老人クラブ連合会）	16	寒河江市交通安全推進協議会

※上表団体に加盟する下部団体、地区婦人会及び、地区若妻会を含む。

年 月 日

寒河江市教育委員会 教育長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

社会教育関係団体認定申請書

寒河江市社会教育関係団体の認定に関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、社会教育関係団体として認定されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規 約 又 は 会 則
- 2 会 員 及 び 役 員 名 簿
- 3 事 業 計 画 書
- 4 予 算 書

番 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

社会教育関係団体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会教育関係団体の認定について、寒河江市社会教育関係団体の認定に関する要綱第4条第1項の規定により、貴団体を社会教育関係団体として認定しましたので通知します。

記

認定年月日 年 月 日

なお、有効期間は3年を経過した日が属する年度の6月末日までです。更新手続は、期間満了日の1月前までに申請してください。代表者名等の変更については、随時届け出てください。

番 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

社会教育関係団体認定却下通知書

年 月 日付けで申請のあった社会教育関係団体の認定について、審査の結果寒河江市社会教育関係団体の認定に関する要綱第2条の要件に該当しないと認められたことから却下しましたので、同要綱第4条第3項の規定により、通知します。

却下の理由

番 号
年 月 日

様

寒河江市教育委員会
教育長

社会教育関係団体認定取消通知書

年 月 日付けの社会教育関係団体の認定について、寒河江市社会教育関係団体の認定に関する要綱第 2 条の要件を失ったと認められるので、同要綱第 5 条の規定により、その認定を取り消します。

年 月 日

寒河江市教育委員会 教育長 様

住 所

団 体 名

代表者名

社会教育関係団体変更届出書

寒河江市社会教育関係団体の認定に関する要綱第 6 条の規定により、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更内容	
変更前	
変更後	

(別 紙) 団 体 調 書

団体の範囲	1 青少年教育に関する団体 2 成人教育に関する団体		※ 分 類 別	
	3 生涯学習に関する団体 4 その他の団体			
(ふりがな)				会 員 数
団 体 名				名
代表者氏名			日中連絡先 TEL	
			夜間連絡先 TEL	
住 所				
目 的				
活 動 内 容 (要 旨)				
主に使用する市の施設			番 号	※
認定年月日	※	年 月 日	有効期限	※ 年 月 日

(※印は、記入不要)

《該当する場合はチェックしてください。》

- ☐ 市保健福祉関係団体の認定を受けている
- ☐ 市芸術文化協議会に加盟している
- ☐ 市体育協会に加盟している

(別紙)

事業計画書

団体名

事業名	実施時期	内 容

備考

(別紙)

事業収支予算書

団体名 _____

収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
計		

支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
計		

備考

会員名簿（様式自由）

No	役職等	氏名	住所	電話	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					